

# 長期脱炭素電源オークション募集要綱に関する 意見募集の結果について

2023年9月11日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

1. はじめに
2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について
3. まとめ

- 今年度開催予定の長期脱炭素電源オークションに向けて、「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度:2023年度）」と、「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」の案について、意見募集を行った。（実施期間：2023年7月5日～7月27日）
- 本日は、意見募集の結果についてご報告する。

- 今回の意見募集は、「容量市場長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度:2023年度）」と「長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款」の2点を対象としている。

関連文書等		概要	公表状況
容量市場募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション募集要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定</li> </ul>	2024～27年度向け：公表済
	容量市場追加オークション募集要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定</li> </ul>	2024年度向け：公表済
容量確保契約書 ※1※3	長期脱炭素電源オークション募集要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定</li> </ul>	意見募集実施済 (今後公表予定)
	容量確保契約約款	<ul style="list-style-type: none"> <li>メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定</li> </ul>	公表済
容量市場業務マニュアル ※1※2	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定</li> </ul>	意見募集実施済 (今後公表予定)
	メインオークション参加登録・応札・契約締結編	<ul style="list-style-type: none"> <li>メインオークションの参加登録や応札、容量確保契約書の締結までの手順等について記載</li> </ul>	2024～27年度向け：公表済
	実需給前に実施すべき業務（全般）編	<ul style="list-style-type: none"> <li>余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源ではない場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載</li> </ul>	2024年度向け：公表済 2025年度向け：公表済 2026年度向け：今後公表予定
	電源等差替編	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源等差替の手順、提出書類等について記載</li> </ul>	
	容量停止計画の調整業務編	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載</li> </ul>	
	実効性テスト編	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載</li> </ul>	
	追加オークションの参加登録編	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加登録申請の手順、提出書類等について記載</li> </ul>	2024年度向け：公表済
	追加オークションへの応札・容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載</li> </ul>	
容量市場業務マニュアル ※1※2	長期脱炭素電源オークション参加登録・応札・契約締結編	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載、等</li> </ul>	意見募集実施中 (2023年9月6日～9月19日)
	実需給期間中リクワイアメント/ペナルティ・容量確保契約金額/容量拠出金 編	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認、ペナルティ・容量確保契約金額、容量拠出金の確認手続き等について記載</li> </ul>	意見募集実施済 (今後公表予定)

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です ※4：関連文書は必要に応じて追加します

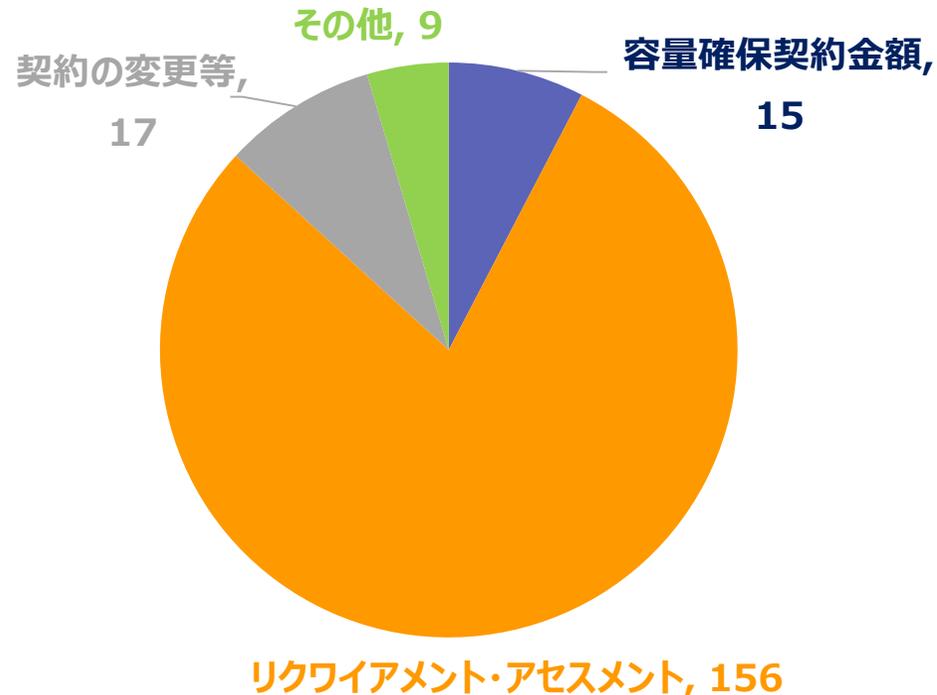
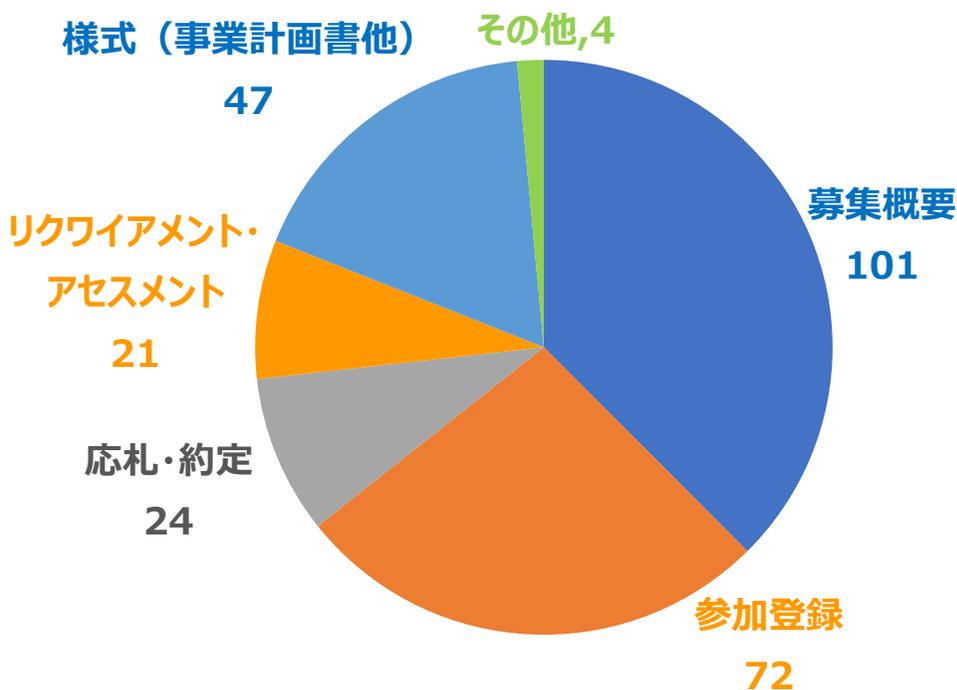
## 2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

### ①意見の件数

- 募集要綱案および約款案に対して、**36者から合計466件**の意見をいただいた。
- 内訳は、**募集要綱に関する意見が269件、約款に関する意見が197件**であった。
- それぞれの意見の内訳は以下のグラフのとおり。

■ 募集要綱に関する意見の内訳

■ 約款に関する意見の内訳



## 2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

### ②意見募集を踏まえた対応方針

- 意見募集を踏まえて、募集要綱等の「**理解を深める主旨のご質問**」については、今回の意見募集の回答の中でご質問に回答するとともに、**説明会やお問合せ対応において丁寧な説明**を行っていく。
- 「**明確化のご要望**」や「**応札判断に影響するご意見**」については、**募集要綱や約款へ反映**を行うとともに、業務マニュアル等においても同様に反映を行っていく。

ご意見の区分	意見数	対応方針
A.理解を深める主旨の質問	399	意見募集の回答に加え、説明会やQAにおいて説明を行う
B.明確化の要望	35	趣旨は正しく伝わっているが明確化の観点から、募集要綱や約款の記載内容の変更、業務マニュアルへの反映等を行う
C.応札判断に影響する意見	32	多数の事業者から複数意見があり誤解を与える可能性があるため明確化が必要な意見や、趣旨の変更が必要な合理的な意見であり、募集要綱や約款の記載内容の変更、業務マニュアルへの反映等を行う

次項以降にて具体的にご説明

※制度変更の可能性があるご意見については、資源エネルギー庁のご意見を踏まえ回答

※応札価格や他市場収益の監視に関わるご意見については、電力・ガス取引監視等委員会のご意見を踏まえ回答

## 2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

### ③ 応札判断に影響する意見の概観

- 応札判断に影響するご意見32件の内訳については、以下の**6種類**の意見であった。
- **合成メタンの扱いや、新設電源やコンソーシアムとしての応札**にて発生する**参加登録時の懸念、蓄電池**におけるリクワイアメントとの関係性も含めた**電源の要件**に関するご意見などをいただいている。

文書	対象項目	ご意見	意見数
要綱	募集概要	(1)合成メタン	2
	参加登録	(2)接続検討回答書	9
		(3)受電地点明細表	11
		(4)蓄電池の発電可能時間	6
約款	リクワイアメント	(5)脱炭素燃料の混焼率	1
共通	その他	(6)金融機関への情報開示	3

## 2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

### ④具体的な意見内容（抄）（合成メタン）

項目	ご要望内容・回答案
募集概要  <u>合成メタン</u>	<p>「<u>合成メタンは、水素同様の扱い</u>」となっているが、燃焼時にCO2排出を伴う中で、本制度の対象として認める場合、以下のような課題を解決する必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <u>海外での合成メタン</u>製造の場合、<u>CO2帰属</u>をどのように整理するかが必要。</li><li>• <u>混焼率</u>について、合成メタンについては水素発電のような発電設備側での技術的な課題はないと考えられるところ、混焼率のリクワイアメントについて<u>水素発電とは異なる整理</u>が必要。</li><li>• <u>上限価格</u>について、合成メタンを燃料とする<u>発電設備構成が水素発電とは異なる</u>中で、同じ上限価格とするのではなく別途議論が必要。<u>固定費・可変費のプロジェクトのコスト構造を明らかにできない</u>のであれば、<u>CCS等と同様に本年度は対象電源とはしない</u>という整理が妥当ではないか。</li></ul> <p><b>本制度</b>は、2050年カーボンニュートラル実現と安定供給の両立を図るため、CO2の排出防止対策が講じられていない火力発電所を除く、あらゆる発電所・蓄電池の新設案件やリプレース案件への新規投資を行うこととしていることから、<u>合成メタンを燃料とする発電所も対象</u>としています。脱炭素化ロードマップにおいても、脱炭素化の手段として、燃料の合成メタン化を記載することは認められます。</p> <p>回答案 ただし、CCS付火力やアンモニア混焼を前提としたLNG火力と同様に、<u>現時点において入札が想定されず、合成メタンに必要なコスト、合成メタンの特性を踏まえた応札条件等の検討が改めて必要</u>であることから、<u>初回入札では対象外</u>とし、実際に応札が想定されるタイミングで、資源エネルギー庁における制度検討作業部会で検討されます。</p> <p>上記の趣旨に沿って、募集要綱に反映します。</p>

## 2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

### ④具体的な意見内容（抄）（接続検討回答書）

#### 項目

#### ご要望内容・回答案

電源等情報の登録における必要書類である接続検討回答書について、一般送配電事業者との協議等を経て**接続検討申込の受付が受理されてから接続検討回答書を得るまで通常3カ月程度要する**ことを踏まえると、電源等情報の**登録受付期間**（10月24日～11月8日）に**間に合わない**可能性が高い。提出期限や代替書類の再考をお願いしたい。

参加登録

**接続検討  
回答書**

回答案

第71回の制度検討作業部会（2022年10月）や第十一次中間とりまとめ（2023年6月）にて示されているとおり、**事業の実施能力を担保するため入札資格の一つ**として、接続検討回答書の提出が必要とされております。

ただし、今年度は**初回オークション**となるため、**接続検討回答書を準備出来ない合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める**場合があります。

なお、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、**接続検討の申込の受付が受理**された際に、送配電等業務指針第81条第3項に基づき**一般送配電事業者等から通知される証憑で代替**することを可能とします。

ただし、**2024年1月15日までに「接続検討回答書」をご提出**頂けない場合は、長期脱炭素電源オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けません。

上記の趣旨に沿って、募集要綱および業務マニュアルに反映します。

## 2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

### ④具体的な意見内容（抄）（受電地点明細表）

項目	ご要望内容・回答案
参加登録  <u>受電地点明細表</u>	<p>電源等情報の登録時、発電量調整供給契約に基づく、受電地点明細表の提出が原則要求されているものの、<b>新設電源</b>の場合、<b>落札の可否が不明な段階で発電量調整供給契約を締結することは困難</b>であり、新設電源に対しては、受電地点明細表の提出免除を明記して頂きたい。</p>
	<p>回答案</p> <p><b>新設電源等の場合</b>において、電源等情報登録時に「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細書」の準備が整わない場合は、<b>準備が整い次第速やかに提出</b>をお願いします。</p> <p>上記の趣旨に沿って、募集要綱および業務マニュアルに反映します。</p>

## 2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

### ④具体的な意見内容（抄）（蓄電池の発電可能時間）

項目	ご要望内容・回答案	
参加登録 リクワイアメント	<p>蓄電池の電源等要件において、「発電可能時間3時間以上」との記載があるが、<b>1日の充放電のサイクル数に関する要件は無い</b>との認識でいいか。</p> <p>リクワイアメントについて、電源等要件で1日の充放電のサイクル数に関する要件がないとした場合、<b>設備性能上の制約で充放電できない日</b>があったとしても、ペナルティの対象外との認識でいいか。</p>	
<b>蓄電池の 発電可能時間</b>	回答案	<p>サイクル数に関する要件はないが、揚水・蓄電池の電源等要件の一つとして「<b>本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で1日1回以上※3時間以上の運転継続が可能な能力を有すること</b>」が求められますので、募集要綱にその旨明確化させていただきます。</p> <p>※ 安定電源としての役割を鑑み、1日1回以上、安定的に供給力を提供できる設備であることが求められます。</p>

## 2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

### ④ 具体的な意見内容（抄）（脱炭素燃料の混焼率）

項目	ご要望内容・回答案	
リクワイアメント  <u>脱炭素燃料の混焼率</u>	年間最低混焼率について「当該脱炭素燃料による7割の混焼率（熱量ベース）」とあるが、 <b>新設のLNG火力（水素10%混焼）</b> の場合、 <b>電源全体のkWの7割を脱炭素燃料で発電</b> することを求めるのではなく、 <b>10%のkW部分の7割を脱炭素燃料で発電</b> することを求めるという認識で間違いはないか。	
	回答案	ご指摘を踏まえ、 <b>応札容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量に対するリクワイアメント</b> である旨、約款に反映します。

## 2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

### ④ 具体的な意見内容（抄）（金融機関への情報開示）

項目	ご要望内容・回答案
その他	<p><b>秘密情報</b>について、「第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、参加登録事業者に容量市場の参加に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず」とあるが、<b>ファイナンスを検討する金融機関についても除外先</b>の中に含めていただくことは可能か。</p>
<b>金融機関への情報開示</b>	回答案 <b>プロジェクトファイナンスの供与を予定する金融機関への開示</b> は、適切な守秘義務協定が結ばれている前提において <b>問題ありません</b> 。 その旨、募集要綱および約款に反映します。

- 今回の意見募集でいただいた**明確化のご要望35件、応札判断に影響するご意見32件**について、募集要綱と約款に**反映を行い、募集要綱と約款は9月中旬頃に公表**することを予定している。
- また、今回の意見募集では、参加登録の具体的な手続き方法やリクワイアメントの詳細など、**理解を深める主旨のご質問も399件**と多数いただいております、**意見募集の回答として公表**するとともに、今後の**業務マニュアル公表や説明会**を通じて、**丁寧にご説明**していきたい。

募集要綱および約款に係るスケジュール	
6/30	本検討会における募集要綱案および約款案の提示
7/5～7/27	募集要綱案および約款案の意見募集の実施
8月	意見募集結果を踏まえた対応
(本日)	本検討会における意見募集結果の報告
9月中旬頃 (予定)	募集要綱および約款の策定・公表



【募集要綱】 第3章 募集概要 (合成メタン)

<変更前>

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

※3: 「CCS (Carbon dioxide Capture and Storage) 付火力」や「アンモニア混焼を前提としたLNG火力の新設・リプレース」、は、本制度の対象だが、現時点では応札が想定されないことと、上限価格を設定することが困難 (CCS付火力は、固定費・可変費の整理など、プロジェクトのコスト構造が未定。アンモニア混焼を前提としたLNG火力の新設・リプレースは、発電コスト検証では石炭と混焼する場合のコストデータしか示されていない。) であることを踏まえ、本年度のオークションでは対象外とする。



<変更後>

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

※3: 「CCS (Carbon dioxide Capture and Storage) 付火力」や「アンモニア混焼を前提としたLNG火力の新設・リプレース」、「合成メタンを燃料とする発電所」は、本制度の対象だが、現時点では応札が想定されないことと、上限価格を設定することが困難 (CCS付火力は、固定費・可変費の整理など、プロジェクトのコスト構造が未定。アンモニア混焼を前提としたLNG火力の新設・リプレースは、発電コスト検証では石炭と混焼する場合のコストデータしか示されていない。) であること、合成メタンに必要なコスト (投資金額等)、合成メタンの特性を踏まえた応札条件等 (上限価格、混焼率等) の検討が改めて必要であることを踏まえ、本年度のオークションでは対象外とする。

【募集要綱】 第4章 参加登録 (接続検討回答書)

<変更前>

記載なし

(変動電源も同様)



<変更後>

(5) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

(略)

※1 電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に、一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とします。ただし、2024年1月15日までに「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください。なお、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までは、通常3ヶ月程度を要します。

(変動電源も同様)

【募集要綱】 第4章 参加登録（受電地点明細表）

<変更前>

（５） 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。  
※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

（変動電源も同様）



<変更後>

（５） 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。  
※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、応札予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

（変動電源も同様）

【募集要綱】 第3章 募集概要 (蓄電池の発電可能時間)

<変更前>

(5) 参加登録が可能な電源等

(略)

D. 水力電源 (ただし、揚水式に限る。) 又は蓄電池の新設・リプレース (※7、8) に該当し、送電端設備容量が1万キロワット以上 (送電端設備容量ベース、発電可能時間3時間以上) で安定的な供給力を提供するもの。

<変更後>

(5) 参加登録が可能な電源等

(略)

D. 水力電源 (ただし、揚水式に限る。) 又は蓄電池の新設・リプレース (※7、8) に該当し、送電端設備容量が1万キロワット以上 (本オークションに参加可能な設備容量 (送電端) で1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力を有すること) であるもの

【約款】 第3章 権利および義務 (蓄電池の発電可能時間)

<変更前>

第19条 対象実需給年度のリクワイアメント

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札  
対象実需給年度において、容量停止計画※1が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。

<変更後>

第19条 対象実需給年度のリクワイアメント

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札  
対象実需給年度において、容量停止計画※1が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること※2

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。

※2：揚水および蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を入札すること

【約款】 第3章 権利および義務（脱炭素燃料の混焼率）

<変更前>

第19条 対象実需給年度のリクワイアメント

(略)

(4) 脱炭素燃料の混焼率の達成  
脱炭素燃料※1を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く）について、当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率※2を上回ることを達成すること



<変更後>

第19条 対象実需給年度のリクワイアメント

(略)

(4) 脱炭素燃料の混焼率の達成  
脱炭素燃料※1を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く）は、応札容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率※2を達成すること

【募集要綱】 第2章 注意事項（金融機関への情報開示）

＜変更前＞

2. 守秘義務

(1) 本オークションへの参加登録を申請する事業者（以下「参加登録申請者」という。）は、以下の情報を除き、本オークションへの応札その他容量市場への参加を通じて知り得た本機関および容量市場に関する情報（自社の応札価格情報を含み、以下「秘密情報」という。）を第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、参加登録事業者に容量市場の参加に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。

＜変更後＞

2. 守秘義務

(1) 本オークションへの参加登録を申請する事業者（以下「参加登録申請者」という。）は、以下の情報を除き、本オークションへの応札その他容量市場への参加を通じて知り得た本機関および容量市場に関する情報（自社の応札価格情報を含み、以下「秘密情報」という。）を第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、参加登録事業者に容量市場の参加に関する業務を委託した者、金融機関、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。

【約款】 第5章 一般条項（金融機関への情報開示）

＜変更前＞

第35条 守秘義務

1. 本機関および容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容およびその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、容量提供事業者に容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く）に開示してはならないものとします。

＜変更後＞

第35条 守秘義務

1. 本機関および容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容およびその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、容量提供事業者に容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、金融機関、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く）に開示してはならないものとします。